

40527

教科書文庫

4
110
51-1940
20000-39496

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

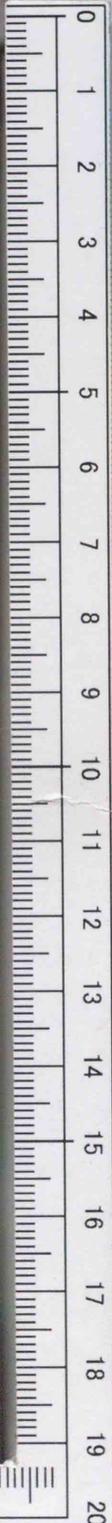


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3759
M014
資料室

教科
51
200

師範修身書卷一文部省



375.9
M014

資料室

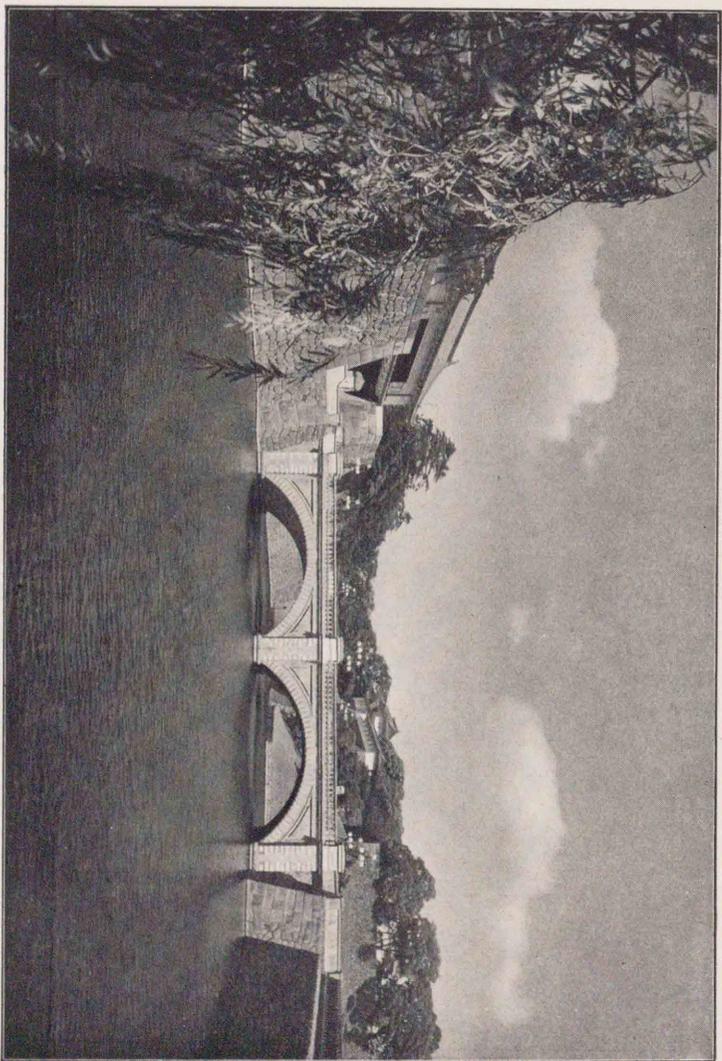
教科書文庫
4
110
51-1940
2000039496

師範修身書

文部省

卷一

広島大学図書
2000039496

新

橋



天
希
卷

詔

勅



天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫
の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治
せ。行矣。實祚の隆えまさむこと當に天壤と
窮りなかるべし。

口体之礎立
君臣之信義。礎定
皇土無窮之發展

五箇條ノ御誓文 (明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ 帝ヲ議會

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ 臣民共ニ一政

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ

メン事ヲ要ス 宮モ武モ皆一途ニシテアル者ハ未ダナク

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ 舊來ノ陋習モ破リテ公道ニ基ク

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神

明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨

趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト

深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥

ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ

此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ

恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ

啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重

シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇

運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ

ス又^{マタ}以^{モツ}テ爾^{ナシ}祖^ソ先^{セン}ノ遺^ヤ風^{フウ}ヲ顯^{ケン}彰^{シヤウ}スルニ足^タラン
斯^コノ道^{ミチ}ハ實^{ジツ}ニ我^ワカ皇^{クワウ}祖^ソ皇^{クワウ}宗^{ソウ}ノ遺^ヤ訓^{クン}ニシテ子^シ孫^ソ臣^シ民^{ミン}ノ俱^{トモ}ニ遵^{ジュン}守^{シユ}
スヘキ所^{トコロ}之^{コレ}ヲ古^コ今^{コン}ニ通^{ツウ}シテ謬^{アヤ}ラス之^{コレ}ヲ中^{チュウ}外^{グワイ}ニ施^{ホド}シテ悖^{モト}ラス朕^{アジ}
爾^{ナシ}臣^シ民^{ミン}ト俱^{トモ}ニ拳^{ケン}々^ク服^{フク}膺^{ヨウ}シテ咸^{ミナ}其^{ソノ}德^{トク}ヲ一^{イツ}ニセンコトヲ庶^{コヒ}幾^{ネガ}フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕^{アジ}惟^{オモ}フニ方^{ハツ}今^{コン}人文^{ブン}日^ヒニ就^ナリ月^{ツキ}ニ將^スミ東西^{トウ}相^{サイ}倚^{アヒ}リ彼此^ヒ相^{アヒ}濟^ナシ以^{モツ}
テ其^{ソノ}福^{フク}利^リヲ共^{トモ}ニス朕^{アジ}ハ爰^マニ益^{イキ}國^{コク}交^{カウ}ヲ修^{アツ}メ友^{イウ}義^ギヲ悖^{アツ}シ列^{レツ}國^{コク}ト
與^{トモ}ニ永^{ナガ}ク其^{ソノ}慶^{ケイ}ニ賴^ヨラムコトヲ期^キス顧^{カヘ}ミルニ日^{ニツ}進^{シン}ノ大^{ダイ}勢^{セイ}ニ伴^{トモ}
ヒ文明^{ブン}ノ惠^{ケイ}澤^{タク}ヲ共^{トモ}ニセムトスル固^{コト}ヨリ内^{ウチ}國^{コク}運^{ウン}ノ發^{ハツ}展^{アン}ニ須^マツ戰^{セン}
後^ゴ日^ヒ尙^{ナホ}淺^{アサ}ク庶^{シヨ}政^{セイ}益^{マシ}更^{カウ}張^{ヤウ}ヲ要^{ヨウ}ス宜^{ヨロシ}ク上^{シヤウ}下^カ心^{シン}ヲ一^{イツ}ニシ忠^{チユウ}實^{ジツ}業^{ギョウ}ニ服^{フク}
シ勤^{キン}儉^{ケン}產^{サン}ヲ治^チメ惟^コレ信^{シン}惟^コレ義^ギ醇^{ジュン}厚^{コウ}俗^{ソク}ヲ成^ナシ華^{クワ}ヲ去^サリ實^{ジツ}ニ就^ツキ
荒^{クワウ}怠^{タイ}相^{アイ}誠^シメ自^ジ彊^{キヤウ}息^{キヤク}マサルヘシ
抑^{ソク}我^ワカ神^{シン}聖^{セイ}ナル祖^ソ宗^{ソウ}ノ遺^ヤ訓^{クン}ト我^ワカ光^{クワウ}輝^キアル國^{コク}史^シノ成^{セイ}跡^キトハ炳^{ヘイ}

トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展
ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ
協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコ
トヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之
ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ
教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ
掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ
勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ
尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾
來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位
以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂

悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ
輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒
ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹
復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振
作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ
其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ
竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實
剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ
親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠

孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業
ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世
務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セ
ムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ
大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修
シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ
外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏ク
セリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道
ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭

ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ
一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ
朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之
レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ
經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ
著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無
疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則
チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博

ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新
ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會
通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟
レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン
コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓
ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此
ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所
ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無
窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於テ賜ハリタ

ル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不
易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕
祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即
位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト
子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ
俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニ

シテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠

猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先

朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ

朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴

リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾

フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌

ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和

ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協

ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ彌成シ朕ヲシテ祖

宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シ

メヨ

教育ノ任ニ在ル者ニ對シ下シ給ヘル勅語

(昭和六年十月三十日)

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

教育ノ任ニ在ル者ニ對シ下シ給ヘル勅語

(昭和九年四月三日)

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

支那事變一周年ニ當リ下賜セラレタル勅語

(昭和十三年七月七日)

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尙スル所ナリ
惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提攜ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ
官民愈其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益國家ノ總力ヲ舉ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セム
 トスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁
 リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ
 重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ
 其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本
 分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負
 荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

目次

第一課	皇國の民	一
第二課	師範學校生徒	七
第三課	教育に關する勅語	一四
第四課	師弟の道	二五
第五課	學校生活	三一
第六課	朋友	三七
第七課	明朗闊達なれ	四三
第八課	攝生と鍛鍊	四九
第九課	知と行	五七

第十課 至誠一貫……………七四

第十一課 信念と氣魄……………七六

第十二課 禮儀……………七六

第十三課 刻苦勉勵……………八四

第十四課 仁愛……………九一

第十五課 祝祭日……………九七

第十六課 克く忠に克く孝に……………百五

一、學期
 二、改訂
 三、神皇正統記
 四、皇統記
 五、皇統記

師範修身書卷一

第一課 皇國の民

皇恩

御民われ生けるしるしあり天地の

榮ゆる時にあへらくおもへば

海犬養岡麻呂

輝かしい春光を浴びて爛漫と咲きほこる櫻の花は、あたかも榮ゆる大御代をことほぐが如く、又洋々たる我等の前途を祝福するが如くである。今や我等は憧れの師範學校に入學し、輝く徽章を戴く身となつた。これにつけても、天地の榮ゆる大御代に生まれ、生けるしるしありと喜ぶことの出来る御民の光榮を思はざるを得ない。

肇國

我等は皇國の民である、天皇陛下の御民である。それ故にこそ、限りなき皇恩に浴することを得、今日の喜を享けることも出來たのである。世界には、今なほ野蠻未開の域を脱しない民もあれば、祖國を持たない流浪の人もあり、又國はあつても常に不安に脅されてゐるやうな國民もある。それにひきかへ皇國の民は、御稜威の光あまねき皇土に生ひ立ち、大御惠に浴しつゝ、おのがじし務にいそしむことが出来るのである。

この廣大無邊の皇恩に浴する我等は、先づ悠久なる我が皇國の古に思を馳せ、光輝ある國史の成跡に顧みて、御民我等の尊き使命に想ひ到り、忠良の臣民たるの覺悟を愈新にして、向上の一路に力強き第一步を踏出さなければならぬ。

皇國は萬世一系の天皇の永遠にしるしめし給ふ國である。

天壤無窮の神勅

神鏡奉齋の神勅

皇祖天照大神には、我が日本の國を統治せしめ給ふために、皇孫瓊瓊杵尊をこの地にお降しになつた。その時大神は、尊に豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と詔らせられた。かやうにして、萬世に亙つて動くことのない皇國の國體が確立し、君臣の大義が定まり、寶祚は永久に榮えますのである。又この時、大神は親しく八坂瓊曲玉、八咫鏡、天叢雲劍の三種の神器を皇孫に授け給ひ、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまつれ。

と仰せられた。これより御歴代の天皇は、神器を世々相承けて

皇位の御しるしとし給ひ、この神鏡を天照大神の御靈代としていつきまつらせられ、大神の御心を御心として皇國をしらしめし給ふのである。

瓊杵尊から御三代は、日向の高千穗宮におはしましたが、ついで神武天皇には、天業を恢弘し給ふために日向を出でて東にむかはせられ、大和の橿原の地に宮居を奠めて即位の禮を擧げ給ひ、又鳥見の山中に皇祖を祀つて大孝をのべ給うて、皇國の基礎を固めさせられた。

國史の成跡

爾來悠々二千六百年、その間、時に治亂があり世に盛衰はあつたが、尊嚴なる國體にはいさゝかの搖ぎもなく、天壤無窮の神勅のまに、萬世一系の皇統連綿として榮え、皇威は四海にあまねく、國運は愈、伸張して今日に及んでゐる。將來も亦我が國は、

神勅に仰せられてあるやうに、天皇の御國として天地のあらん限り彌榮えに榮えて行くのである。

御歴代の天皇は、國を家として大御心にかけてさせられ、國民をおほみたからとして御仁徳を垂れ給ひ、常に國家の隆昌と萬民の康福とを理想として國をお治めあそばされた。臣民はまた、天皇を大君とあがめ奉り、おほみおやと慕ひ奉つて忠誠を捧げて來た。

海行かば水漬くかばね山行かば草むすかばね
大皇の邊にこそ死なめかべりみはせじ

と歌ひ、又

今日よりは顧みなくて大君の

醜の御楯と出でたつわれは

大伴家持
の長歌の
一節

今奉部與
曾布の歌

梅田雲濱
の歌

君が代を思ふ心の一すぢに

我が身ありとも思はざりけり

と歌へる如きは、我等の祖先の忠君愛國の精神をよく物語るものである。皇國の臣民は、烈々たるこの氣魄を代々うけ繼いで天業を翼賛し奉り、光輝ある國史の成跡を遺したのである。

まことに我が國は、肇國が宏遠であり、しかも、萬世に亙つて連綿たる一系の皇統を中心に、萬民が一心同體となつて、永遠に發展してやまない國である。我が國のよろづの國にすぐれたる國たる所以は、實にこゝにある。

我等は、かゝるりつばな國に生まれあはせたのを限りなき誇とし、大御恵に浴することのこの上もない有難さを思ふとき、教育者として皇國の將來を背負つて立つべき重大なる使命に、一

するの世
のするの
するまで
わが國は
よろづの
國にすぐ
れたる國
(讀人不知
國民の覺悟

層の光榮を感じる。我等は榮ある皇國の民である。よろしく祖先からうけ繼いだ忠勇義烈の大和魂をふるひ起し、益、忠孝の實踐に勵んで、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らなければならぬ。これが皇國の民たる者の務であり、道である。

第二課 師範學校生徒

豊榮登る朝日の如く榮えに榮えて來たのは、光輝ある我が國史の成跡であるが、わけても輝かしいのは、明治維新以來驚くべき進歩發展を遂げた現代日本の姿である。嘗ては極東の一島國として、日本といふ名さへよく知られてゐなかつた我が國が、僅か數十年の間に一躍世界列強の間に伍して國威を誇るに至り、益、躍進の勢を示してゐるのは、世界の人々のひとしく驚歎す

國運の發展
と教育

る所である。國運のこの未曾有の發展は、明治天皇を始め奉り、大正天皇並びに今上陛下の御盛徳に基づくのであつて、わけても我が國教育の進歩發達の上に深く大御心を注がせ給うた御事による所が多い。

けだし國家の盛衰は、教育の普及發達の如何にかゝつてゐる。産業の發達も、文化の向上も、國力の充實も、國民精神の振興も、皆教育が基となる。教育の盛な國は興り、教育のふるはない國は衰頽する。今日世界の國々が競うて教育の振興に力を注いでゐるのも、これがためである。

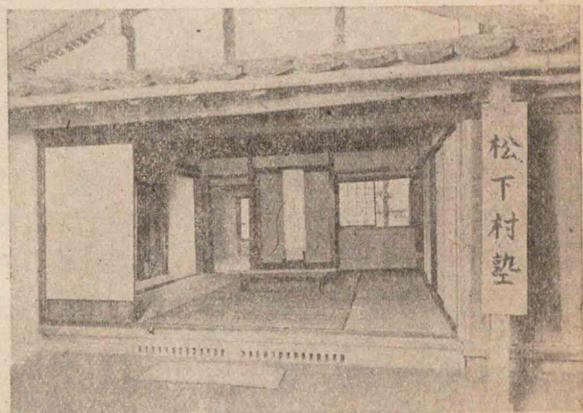
我が國に於ては、夙に教育の事が重んぜられ、御歴代の天皇は深く大御心をこゝに用ひさせられた。今上陛下の教育に關して下し賜はつた御沙汰にも、祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲

昭和三年
十二月十
日大禮完
了後ニ於
ケル教育
ニ關スル
御沙汰

スと仰せられてある。わけても明治天皇は、屢、聖訓を垂れて我が國教育の基づく所を示させ給ひ、教育制度の完備を圖つて、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期し給うた。大正天皇は、明治天皇の御遺緒を繼がせられ、時勢の進運に伴なつて、益、教育の振興を圖らせ給ひ、今上陛下、また、明治天皇並びに大正天皇の御遺圖を繼がせられて、深くこゝに大御心を注がせ給ふのは、畏き極みである。かくして、國民學校より大學に至る各種の學校が次第に整ひ、今やその數五萬に垂んとし、そこに學ぶ者の數は千五百餘萬に及び、殊に學齡兒童就學の百分比の如きは九九五を超え、教育の普及發達は世界何れの國に比しても遜色がなく、國運の發展に多大の貢獻をしてゐる。

固より教育の事には、その人を得るのが根本であつて、どんな

教育と教育者



松下村塾

に制度や設備が整つても、教育者にその人を得ないときは、到底十分な成果は期待されない。吉田松陰の松下村塾は僅か八疊と十疊半との二間から成る陋屋ろうゑに過ぎなかつた。しかるに、そこから幾多の功臣烈士が輩出したのは、全く松陰の人格の感化が大きかつたのによるのである。實に教育は人格の力に俟つ

制度や設備を生かすものは人である。殊に純眞な兒童を教育する國民學校に於ては、教師の人となりは直ちに兒童に反映し感化の及ぶ所深く且遠く、延ひいては一國の盛衰に影響すること

師範學校生徒の本分

が著しい。随つて、有爲ゆうゐな教育者を養成することは、國家として最も大切な事の一つである。

師範學校はかやうに重い任務を有する教育者を養成する所である。されば生徒たる者は、よく己の本分を辨へて、師範教育の本義を發揚する心掛を持たなければならぬ。

我が國の教育は尊嚴なる國體の精華に淵源し、その大本は教育に關する勅語に明示し給ふ所である。實に我が國の教育は、忠良なる臣民を育成してよく皇運扶翼の道にいそしませしめるのを以て本義とする。師範教育の根本精神もそこにある。それ故、教育に關する勅語の御趣旨を奉體して、我が國體の尊い所以を辨へ、皇國の教育者として恥づかしからぬ資質ししつを培養することは、我等の本分として須臾しゆゐんも怠つてはならない所である。

師範學校
規程

この本分を完うするために特に大切な心得として、師範學校の生徒教養ノ要旨中には、左の如く示されてゐる。

- 一 忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 二 精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 三 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服從シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

- 四 身體ノ强健ヲ圖ルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素體育及衛生ニ留意シ以テ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス

生徒たる者は、よろしく學校をこの趣旨に基づく修練の道場と心得、師の教に従ひ、學友互に切磋琢磨して徳性の涵養に努め、國民教育の重責を完うせんとする信念と氣魄とを培ふべきである。さうして、各學科にいそしんで智能を鍊磨し、身體を鍛鍊し、活きた世の中の實情をも知つて、新時代の教育者たるにふさはしい識見と實力とを養ふことが肝要である。

我が國の師範教育は、創始以來六十有餘年の沿革を有し、國民教育の上に偉大な功績を遺し、國運の隆昌に尠からざる貢獻をして來た。將來の國民教育を擔ふ者は今日の師範學校生徒で

我等の責任

ある。我等は邦家の期待に背かざるやう、志を高く持し、元氣に
明かに、向上の一路をたどらなければならぬ。

第三課 教育に關する勅語

教育の大本

榮ある皇國の民として、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るために
は、教育に關する勅語の御趣旨を奉體して實踐躬行に努めなけ
ればならない。教育に關する勅語は、明治二十三年十月三十日、
明治天皇が我が國教育の大本を示し給はんとして下し賜はつ
たもので、我が國徳教の基、國民の夙夜奉體すべき不磨の聖訓で
ある。我等は御趣旨の存する所をよく心得、肝に銘じて服膺し
なければならぬ。

今勅語を拜誦し奉れば、先づ始に、

國體の精華

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
と仰せられてある。

朕とは天皇の御自稱である。皇祖皇宗とは天皇の御先祖
の方々であらせられる。肇は創開の義である。宏は廣大、遠
は永遠である。樹は立である。億兆は衆多の臣民を指す。
厥は其である。濟は成である。「此レ」は「皇祖皇宗以下、世々、
ノ美ヲ濟セルハ」までを指す。國體とは國柄の義である。精
華は精髓といふに同じく、純且美なる實質をいふ。淵源とは
基づく所の義である。

謹んで按ずるに、この一段は、我が國體の精華を明らかにし給うて、我が國の教育の基づく所をお示しになつたのである。既に學んだ如く、我が國は創建極めて舊く、萬世一系の天皇の統治し給ふ所である。皇祖皇宗の我が國を開き、我が國の基礎を定め給ふに當つては、その規模を廣大にして、永遠に亙つて動くことなからしめられた。又、皇祖皇宗は道を行ひ、民を愛し、教を垂れさせられ、以て範を萬世に遺し給うた。さうして、臣民は大君に忠を致し、父母に孝を盡くし、心をあはせて常にこの美風を完うして來た。以上は、我が國體の精華であつて、我が國教育の基づく所も亦こゝにあるのである。

世界に國は多しと雖も、我が國の如くうるはしい國體を有するものは一つもない。我等はよくこの卓絶した我が國體の本

皇運扶翼の道

義を會得して、永遠に之を保持し顯現することに努めなければならぬ。もしこの心掛がなければ、我が國教育の本義に副はないものといふべきである。

ついで勅語には、

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラント仰せられてある。

恭はつゝ、しむこと、儉は心をひきしめることである。「持シ」

とは執り守る義である。「及ホシ」とは近より遠にひろめる義である。「智能ヲ啓發シ」とは知識才能を進めること、「徳器ヲ成就シ」とは徳ある有爲の人となることである。世務とは世上有用の業務である。國憲とは國の根本法の義で、國法は廣く國の法令を指す。緩急とは危急の場合をいふ。義勇とは大義に基づいて發する勇氣である。「公ニ奉シ」とは皇室國家の爲に盡くすことである。天壤無窮とは天地と共に窮りない義である。「皇運ヲ扶翼ス」とは寶祚あまつひつぎの御榮を輔たすけ奉ることである。顯彰はあらはすことである。

この一段は、臣民の心得を示させ給うたもので、親しく「爾臣民」と呼びかけになつて、我等臣民の日々實踐躬行すべき道德の大綱をお諭しになつてゐる。前段に仰せられた如く、我が國の

臣民は億兆心を一にして世々忠孝を重んじ、之を實行して來た。忠孝は、實に我が國道德の根幹である。國民生活に必須ひつしゆな諸々の心得も、皆忠孝の大道を完うする所以であると知るべきである。

我等臣民たる者は、父母には孝行を盡くし、兄弟姉妹の間は友愛を旨とし、夫婦は互にその分を守つて睦むつび合ひ扶たすけ合はなければならぬ。これ皆國家の一分肢ぶんしたる家を平和ならしめ、國民生活の繁榮を致す道である。

朋友は骨肉について親しいものであつて、特に信義を以て交ることが大切である。人に對しては身をつゝしんで、いさゝかでも無禮の舉動をなすことなく、又常に自己をひきしめて、放肆ほうしに陥つてはならない。しかも他人に對するには、仁愛の心を基

とし、親より疎に、廣く博愛の實踐に力を用ふべきである。かやうにするときは、社會の平和を完うし、國民の生活を康福安榮ならしめることが出来るのである。

臣民は天皇の赤子として、皇恩に浴すると共に、皇國の將來を背負つて立つてゐる。されば、臣民たる者は、皆夫々學問を修め、業務を習つて、智能を鍊磨し、徳性の涵養に努め、國家有用の人物とならなければならぬ。又、自ら進んでこの智徳を活用して、公益を廣め、世務を開くべきである。これ皆、皇國の民たるの務を完うして、國民生活を進歩發達せしめる所以である。

皇室典範及び大日本帝國憲法は、ともに天皇のお定めになつた我が國の大法である。我等臣民たる者は常に之を尊重しなければならぬ。その他、諸々の法律命令も、この大法に基づき

國家の隆昌と臣民の康福とのために設けられたものであるから、常によく之を遵奉し、進んでその精神の發揚に心掛くべきである。又、もし一朝大事の起ることがあつた場合には、大義のため、にふるひ起ち、一身を捧げて君國に盡くすべきである。これぞ我等の不斷に覺悟すべき重大な務である。

我等臣民は以上お諭しになつた所を體得實踐して、以て寶祚の御榮を輔翼し奉ることに歸一しなければならぬ。臣民たる者、よく之を實行して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんことに努めよとは、實に我等臣民を諭し給ふ優渥なる御趣旨であると拜察し奉るのである。

かやうに、勅語の御趣旨を奉じて之を實行する者が、こゝに仰せられた忠良の臣民である。又、これは肇國以來我等の祖先が

常に實行して來た所であるから、之を守るのは、祖先に對して孝なる所以であつて、即ち祖先より遺し傳へられた美風を發揚することとなるのである。

君民一德

勅語には最後に、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フト仰せられてある。

「斯ノ道」とは以上にお示しになつた皇國の道のことであつて、直接には前段でお諭しになつた臣民の守るべき道を指す。子孫とは皇祖皇宗の御子孫である。古今とは過去及び現在

である。謬は誤である。中外とは我が國及び外國である。悖は逆である。拳々は捧持の貌、服膺とは胸に着ける義である。されば、拳々服膺とは、兩手で物を大切に持つて胸に着けるやうに遵守するをいふ。咸は皆である。「德ヲ一ニセン」とは、皆皇祖皇宗の御遺訓を遵守してその徳を同一にしようとの意である。「庶幾フ」とは冀^{ねが}ひ望むの義である。

勅語の始に仰せられたやうに、皇祖皇宗は身を正しうし道を行ひ、民を愛し教を垂れさせられ、以て範を萬世に遺し給うた。ついでお諭しになつた臣民の道も、明治天皇が新に定めさせ給うた教といふのではなく、實に皇祖皇宗の御遺訓であつて、我が國體に基づくものであるから、我等臣民はよく之を遵奉して聖訓に副ひ奉り、祖先の美風を發揚しなければならぬ。申すも

畏きことながら、勅語には、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所と仰せられ、皇祖皇宗の御子孫たる天皇も、皇族も、我等臣民と相俱に遵守すべき所なることを宣べさせられてある。さうして、この道は、古今を通じて永久にまちがひがなく、又我が國は固より外國でとり用ひても正しい道である。

明治天皇は、かやうに我が國民の守るべき道を明示し給ひ、畏くも臣民と共に、この道を実踐躬行して、皆之に歸一せんことを冀望し給うた。臣民たる者誰かこの有難い大御心に感泣しない者があらう。

以上は明治天皇が下し賜はつた教育に關する勅語の大意であるが、その御趣旨はまことに深遠である。

實にこの勅語は、我が國教育の大本、徳教の基を明らかにし給

聖旨の奉體

師弟

うたもので、臣民の永遠に遵奉すべき聖訓である。我等は日夕聖旨を奉體して、至誠一貫、斯の道の實踐に努めなければならぬ。

第四課 師弟の道

我等は生まれつき、絶えず伸びよう伸びようとする力を授かつてゐる。しかし、このどこまでも伸びようとする旺盛な力も、その導き方の如何によつては、家を興し國を盛にする基ともなれば、又身を誤り家を傾ける源ともなる。教育が大切であり、人の師たる者の任務の重いのは、これがためである。

昔も今も、凡そ人の親として我が子のりつばに育つことを念願しない者はなく、我が子を忠良の臣民たらしめようとするの

は、すべての親の眞心である。そこで、この親の心を心として我等を正しく教へ導き、りつばな皇國の民に仕上げて下さるのが師である。まことに師は第二の親であり、師弟は精神上の親子である。

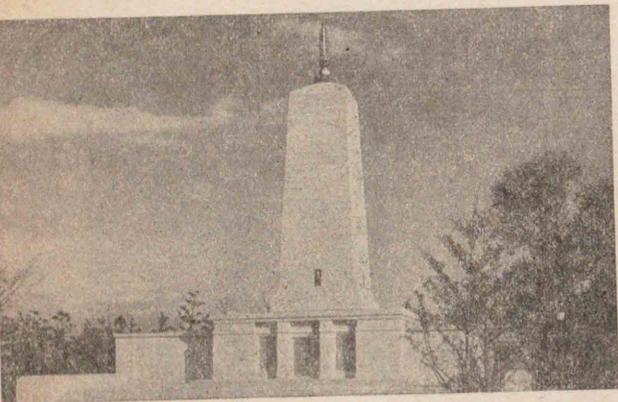
かやうに師は、子の成育に日夜心を砕く親の心を心として、教育の事に専念し、それによつて皇國に對する務を果すのである。されば、教へ子のりつばに成長して有爲な人物となつて行くのを見ること程、師として喜ばしいことはなく、これあるがために、師の生活は世にも楽しく、又尊い。それだけに、又教へ子が勉強を怠つたり、道に外れた行をしたりするやうなことは、師として許すことが出来ない。教のためには、時に涙を以て厳しく戒めなければならぬ。言はずや、師嚴にして然る後

師の愛

禮記

に道尊し」と。道のために弟子を鞭撻し、曲れるをたゞす師の心の有難さを思はなければならぬ。

かはいければこそ厳しくもする師の心には、常に我が身を捨てて顧みず、たゞ教へ子のこののみを思ふ至純な愛がこもつてゐる。この至純な愛の發する所、捨我獻身の美しい事蹟となつて世の人々を感激せし育めたためにも少くない。



塔

教

大阪城公園大、手前廣場には、百尺に餘る白堊の塔が聳えてゐる。これは教育塔といつて、嘗ての關西大風水害の際、教育關係の殉職者が多かつたの

で、この地に建設されたもので、學制頒布以來、教育者としての至純な愛からその職に殉じた人々の英魂を鎮めて、崇高な教育者の精神を顯彰してゐるのである。この教育塔を仰ぎ、教へ子を救つて難に殉じた教育者の壯烈な事蹟を思ふとき、誰か至純な師の愛に心をうたれずにあられよう。

我等はかやうに尊い師の心を思ひ、師の愛を仰ぐにつけても、師に對する道を辨へて、いやしくも師の期待に背くやうなことがあつてはならない。

師に對する道

師に對しては敬愛の誠を盡くし、師を信頼し、その教に従順なるを以て旨とすべきである。

教育の普及してゐなかつた時代には、學に志す者は、笈を負うて郷關を出で、はる／＼師を他郷に求めて教を乞うたものであ

る。それだけに、師を敬慕することも深かつた。古人は「七尺去つて師の影を踏まず」と言つたが、これが凡そ師に就く者の心構であつた。今日では、教育が普及し、到る處に學校の設があつて、師を求めることは容易であるが、師に對する道に變りのあらうはずはない。我等は師を敬ふこと篤く、師に對して純眞の心を持たなければならぬ。師弟の純情の感應する所にのみ、勝れた人格も養はれ、美しい校風も生まれる。

師の教を受けるには、己を虚しうしてすなほに受入れべきである。これが又師を敬する道である。昔は、入門に際しては死を以て誓はしめ、入門者は喜んで一命を師に委ねたことさへある。かやうな絶對信賴の念があれば、師の教は直ちに血となり肉となつて、生涯を通じて滅びない。弟子を見ること師に如

仰げ師の恩

かずともいふ。師を信頼し、師に従順でなくして、どうして成業の望が達せられようか。

師道は厳にして尊い。我等は師に對する道を踐み行ひ、進んで師の教を受け、之を身に體してよい生徒となり、忠良の臣民とならなければならぬ。それが尊い師の恩に報いる道である。やがて學校を去り、遠く離れた後にも、師に對しては敬愛の誠を捧げてその恩を忘れてはならない。



野口英世

かの野口英世は、一通りならぬ苦學をした人であるが、又人一倍師を敬ふ心が深く、異域にあつて研究に生涯を捧げつゝ、も終生恩師の安否を尋ねることを怠らな

かつた。わけても、小學校時代の恩師を親のやうに敬慕し、折々の手紙の中にも、お寫眞は常に私の懷中に入れ、肌身を離したことはございません。私の奮勵にこの上もない大きな力となるのでございます。と言つてゐる。英世は終始この心持で研究に努めた。さうして、次々と醫學上の研究に偉大な成功を收め、これによつて世界的榮譽を勝ち得る毎に、先づ師のことを思ひ、恩師に報告して喜んでいた。英世はかやうにして、己が名聲の高くなるにつけ、益、師の恩を高く仰ぎ見たのである。

第五課 學校生活

教室に、校庭に、或は寄宿舎にあつて、希望と感激とに明け暮れる我等の新生活は、教の親と仰ぐ師の下に、學友と共に道にいそ

よ
修練に努め

校訓校規



食堂

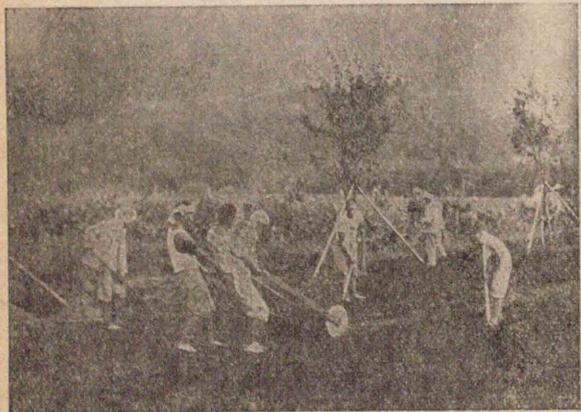
しむ修練の生活である。学校はいはば修練の道場であり、我等はこゝに智徳を錬磨する修行者である。行住坐臥、この心構で學業に勵み、心身の鍛錬に魂を打込むとき、日々の生活は格別意義の深いものとなり、又一層明かしく美しいものともなる。

日々の修練は校訓や校規に基づいて行はれなければならない。校訓や校規は学校の目的を實現するために定められたもので、何れも有為な教育者を養成しようとする趣旨に出ている。それ故我等は、校訓を重んじて自ら勵み、校規を守つて

協同親和

自ら正し、よくその精神を發揚することに努めなければならぬ。

校訓や校規を重んじて、修練の目的を達成するには、先づ協同親和の精神が大切である。團體競技などをする場合に、何を措いても肝要なのは、全員が仲よく力をあはせることである。それと同じく、志を同じうする我等の日々の團體生活は、相依り相扶けて、和氣藹々たる雰圍氣の中に行はれなければならない。校長を中心に、學校全體が心をあはせ、目上を敬ひ目下をいた



協同作業

はりながら道にいそしむことは、何と力強く、又うるはしいことであらう。

休道他郷多苦辛。

同袍有友自相親。

柴扉曉出霜如雪。

君汲川流我拾薪。

この詩は、廣瀬淡窓がその家塾咸宜園に於ける塾生の生活を詠じたものであつて、塾生の協同親和して修練に勵む有様がよくうかがはれる。我等も亦、この氣持、この心掛で日々の生活に臨まう。

獻身奉仕

我等の生活には、課業の外に色々當番の勤務がある。又特別の役目を言ひつかつたり、仕事を分擔したりすることもある。このやうな場合、骨身を惜しまず進んで働き、全力を捧げて奉仕するのは、團體生活をなす者として特に心掛くべき點である。

學校の爲、寄宿舎の爲、級の爲に、すべての者が獻身奉仕の念を以てあたるとき、團體生活はうるはしく、我等の日々は楽しいものとなる。これに反して、我儘を言ひ、自分のことばかり考へて他を顧みないやうなのは、甚だ卑しむべきことで、團體生活をなす場合には最も戒めなければならぬ所である。蜜蜂はその巢箱に危害を加へるものがあれば、直ちに之を刺して自らは斃れる。それは、たとひ本能の仕業であるとはいへ、無言の教訓を我等に與へるものではないか。

校風の發揚

學校に學ぶ者に對して、知らず識らずの間に大きな感化を及すものは、學校全體に漲る空氣であり、傳統のかもしれない出ず氣風である。即ち校風である。「芝蘭の室に入る者は、久しうしてその香を聞かない。」といふ。即ちこれに化せられるのである。善良

孔子家語

な校風は善良な生徒をつくり、やがて學校の名譽を高め、父兄の信頼を増すものである。

校風はかやうに大きい力を持つてゐるが、しかしこれも生徒各自の行動を離れてあるものではない。現在の生徒の氣風や心掛によつて校風は發展するのである。質實剛健な校風は、質實剛健の生徒をつくるが、又堅忍不拔の者が集れば、堅忍不拔の校風が生まれる。我等は學校の傳統を尊び、學校の名譽を重んずると共に、互に心をあはせて益、校風を振作發揚することに努めなければならぬ。

愛校心と愛國心

かやうにして、よく日々の務を果し、生徒たるの本分を完うすることは、たゞに學校を愛する所以であるばかりでなく、又皇國の民たるの本分を完うする道に外ならない。我等はこの點を

十分自覺して、學校生活を眞に修練のための生活として意義あるものとなすべきである。

第六課 朋友

學友

論語註疏

我等は今、大勢の學友と、起居寢食を共にし、朝夕樂しく手を取合つて、共に修練にいそしんでゐる。古語に、師を同じうするを朋といひ、志を同じうするを友といふとある。同じ師に學び志を同じうする學友たる者は、互に親しみ合ひ睦び合つて、切磋琢磨の功を積み、美しい友垣を結ぶやうに心掛けなければならぬ。

切磋琢磨

切磋琢磨とは、骨や角をきり磨き、玉や石をすり磨くことから轉じて、道に志す者が、互に怠らず、智を競ひ、徳に勵み合つて人格

を玉成することをいふのである。

山中天水太田錦城及び小川泰山の三人は、江戸の山本北山の塾にあつて、共に仲よく修業してゐた。天水は泰山より長ずること十歳、錦城は泰山より五歳年上であつたが、三人の交は同じ年頃の友達のやうに親密であつた。晝は机を並べて經書を講じ合ひ、夜は一つの燈を圍んで、各自の好む書物を讀み、互に志を勵まして人格を磨き、他日世の爲になるやうな仕事をなさうと語り合つた。

天水の志す所は、今の世の詩文が剽竊模擬めいごを事とした陳腐極ちんぷごくるものであるから、正しい詩文を作つてこの弊風を一洗しようといふにあつた。錦城の志は、學者が徒らに字句の説明やむづかしい理窟りくつにばかり拘泥こうでいしてゐるから、諸説を折衷せつじゆう選擇して經

書の正しい解釋を示さうといふのであつた。又泰山は、今まで人々が讀むのに困つてゐたむづかしい書物を讀みこなし、古賢の教を明らかにして後世に益したいと考へてゐた。三人は、かやうに志を立てて互に勵まし合ひながら刻苦勉勵したので、何れも勝れた學者となることが出來た。不幸にして泰山は十七歳で夭折せうせつし、天水も三十三歳で歿したが、二人ともりつばな著述を後世に遺した。錦城は六十一歳まで在世し、數多の著述によつて世を益すること著しく、又二人の亡友を後世に傳へることに力ちからを盡くした。

この三人の如きは、まことによく切磋琢磨せつたくかくの功を積んだ者といふべく、殊に錦城が己の名の揚るにつけて亡友のことを思ひ、これを世に顯すことに努めたのは、美しい友情の發露といふべ

友情

きである。

我等は日々の生活に於て、互に胸襟を披いて學友と交り、進んで知識や意見の交換をなし、他の長を採つて我が短を補ひ、互に負けじ劣らじと勵み合ふことが大切である。とはいへ、他に勝ることのみに心を奪はれて、卑劣な行爲によつて人を凌がうとしたり、他人の失敗を見て喜んだりするやうな見苦しい競争心を起すのは、恥づべきことである。況やその成功を嫉み、不幸を望むに於てをや。

人は、長所にせよ短所にせよ、自分のことは中々わからないが、他人のことは細かい所までよく目につくものである。朋友に對しては、長所や美點は益、伸ばし、短所や缺點は矯めるやうに、眞心を以て忠告するのが道である。古語に、善を責むるは朋友の

責善と互尊

孟子

朋友の忠告を受けた場合には、その親切を感謝し、虚心坦懐に之を受入れて反省修養に努めることが肝要である。かうして、互に友の爲を思ひ、友を尊敬する眞心を持てば、朋友の交はこの上もなく美しいものとなり、共々にりつばな人物となつて國の爲に盡くすことも出来る。

吉田松陰の門人久坂玄瑞と高杉晋作の二人は、共に勝れた才能を持つてゐた。晋作は始め才氣を恃んで慢心してゐたのに、玄瑞は言行を慎み、學業に勵んだので、松陰は常に玄瑞を揚げて晋作をおさへてゐた。そこで晋作は大いに玄瑞に見ならひ、學徳が進んだので、松陰も事を定めるには多く晋作とはかるやうになつた。玄瑞も晋作を推して、晋作の才識は、我が及ぶ所にあらず。と言ひ、晋作は又玄瑞を重んじて、玄瑞は世に勝れたる人な

信義

り。我の如き者いかでよく並び立つを得んや。」と言ひ、互に相譲つて他を尊敬してゐた。松陰は之を見て、心中深く喜んだ。後、この二人は、相携へて國事に貢献する所が多かつた。

朋友の交は、信義を重んずるを以て旨とすべきである。信義とは、心に誠があつて言行に表裏がないことであつて、その言行は正しい道にかなひ、己の本分を盡くすものでなければならぬ。朋友は信義を守つてこそ、始めて互に胸襟を披いて交ることも出来、力とたのむことも出来る。信義を基としない交は輕薄となり、不和を生じ易い。刎頸の交も、斷金の契も、信義の上のみ築かれるのである。

第七課 明朗闊達なれ

さわやかな
廣い心

明治天皇御製

さしのぼる朝日のごとくさわやかに

明朗

もたまほしきは心なりけり

あさみどり澄みわたりたる大空のあさみどり

廣きをおのが心ともがな

闊達

我等はこの御製を拜誦するとき、言語に絶する崇高な感じにうたれ、身も心もすがすがしく、おほらかになつて行くのを覺えずにはゐられない。御製に拜するさわやかな心、廣い心は、又明朗闊達な心の姿と見ることが出来る。常にこのやうなさわやかな廣い心を持つことに心掛け、明朗闊達な氣象を養ふのは、伸び行く青年にとつて、修養上まことに大切なことである。

明朗闊達な
人

明朗闊達な人は徒らに末節にとらはれず、大局から物を觀、事

に處して行く。人に接しては胸襟を披き、虚心坦懐よく人を容れ、又自己に過があれば、之を改めるに吝でない。人の長は擧げても、己の短は隠さない。かうして明朗闊達な人は、何人ともよく協同親和して、世の爲國の爲に盡くすことが出来る。世に大人物と稱せられる人は、何れも心中明朗で氣宇の廣大な人である。

かの西郷隆盛と橋本左内との初めての會見の話を思ひ返して見よ。隆盛の冷遇を意に介せず、よく誠意を披瀝した左内は、隆盛をして、橋本年猶若けれど、その識見高邁にして頗る事理に通ぜり。その容貌の柔弱なるを見て冷遇したるは、余が終生の過なり。と言はしめたではないか。又隆盛が自ら左内の門をたたいてさきの非禮を謝し、快く左内の言を容れたその光風霽月

皇國青年の氣宇

の襟度も、大いに學ぶべき所である。かやうに明朗闊達な氣風を具へてゐたがために、兩人はよく肝膽相照らし、相提携して國事に盡くすことが出来たのである。

本居宣長の詠じた
敷島の大和心を人間はば

朝日にはほふ山櫻花

の歌は、あまねく人口に膾炙してゐる。純眞で快活、明朗で淡泊なのは青年の特徴であるが、進んでこの輝かしい大和心に徹し、心廣く體ゆたかな人物となることこそ、我等の望む所である。世には往々、小事にこだはつてくよくよししたり、人の好意さへ無にして氣むづかしく振舞つたりする者も少くない。又些細な過失や失敗にも、心を痛めて意氣沮喪し、無駄な苦勞をして憂

鬱に陥るやうな者もある。しかし皇國の青年は、いつも明か
い眼で物を觀、さわやかな心で事に處して行く心掛が大切であ
る。徒らに感傷に流れ、頑な心で人に接するが如きは、我等のと
らざる所、どんな場合にも望を前途にかけ、人の言行は善意に解
し、寛仁大度、闊達な氣宇を以て世に處すべきである。

浩然の氣

青年らしい闊達な氣宇を具へるには、或は靜坐默想して邪念
を去り、或は天地自然に接して心を洗ひ、浩然の氣を養ふことに
努めるがよい。山野を跋涉して大自然に觸れ、廣野に立つて名
詩を吟ずるが如きは、自ら人の心を闊達ならしめるものである。
かうして心を明かるくおほらかにすれば、身體も健康になり、身
體が健康になれば、心も愈、明朗闊達になる。

「日々是好日」

固より修養は日々にあり、日々の生活に於て善行を積むこと

は、心を明朗闊達にする最大の捷徑である。眞面目に務を勵み、
行が公明正大で、俯仰天地に愧ぢる所がなければ、我等の生活は、
「日々是好日」、心は明かるく朗かである。これに反して、己の務を
怠る者は、人知れぬ不安に襲はれて、どうしても晴れやかにはな
り切れない。まして心に疚しいことでもあれば、良心の呵責を
受けて苦惱から逃れることが出来ない。

要は日夕正しい道を踐み行ふにある。しかも、退嬰をこれ事
として、悪をしまい、と縮むのではなく、積極的に善にむかつ
て進むがよい。時としては過を犯すこともあるであらう。し
かし、過と知つては直ちに悔い改め、善に遷るに敏ならんとする
ならば、白日の下大道を闊歩するてふ大丈夫の心意氣も、自ら養
はれるのである。

身體

第八課 攝生と鍛鍊

人間を見た

自分はほんとの人間を見た

と言つて、或詩人の感歎したものは、海の大自然を背景として渚に立つた逞しい漁夫の姿であつた。鐵のやうな筋骨、巖のやうな體軀、雙眸を輝かして大海原を壓するやうにして立つたその姿は、確に健康美の極致であり、ほんたうの人間の姿とも見られよう。

固より健康美のみを以て直ちに人間の理想とするわけには行かないが、健全な身體は、よく勞働・辛苦に耐へ得るばかりでなく、又よく健全な精神を宿し、剛健な氣象を藏して、一切の活動の

山村暮鳥

國民體位の現狀

土臺となる。皇國の民としての重い務を果すには、何よりも先づ身體が強健でなければならぬ。

近年我が國にあつては、國民一般が健康に留意すべきこと、めざめ、學校、工場を始として、全國到る處に於て、或は保健施設を整へ、或は運動競技を盛に行つて、ひたすら健康の増進と體位の向上とに努めてゐる。しかも猶國民體位の現狀は、歐米諸國民のそれに比し遙かに低位にあり、結核による死亡率や乳兒死亡率の著しく大で、平均壽命の短いことなど、遺憾の點が少くない。殊に、國家の防衛に當るべき壯丁の體位の如きは、むしろ低下の傾向さへなしとしない。成程我等日本人の精神能力には、世界何れの民族に比べても決して劣らぬ優秀なものがある。しかし、如何に優秀な精神能力を具へてゐても、國民體位がかやうな

攝生

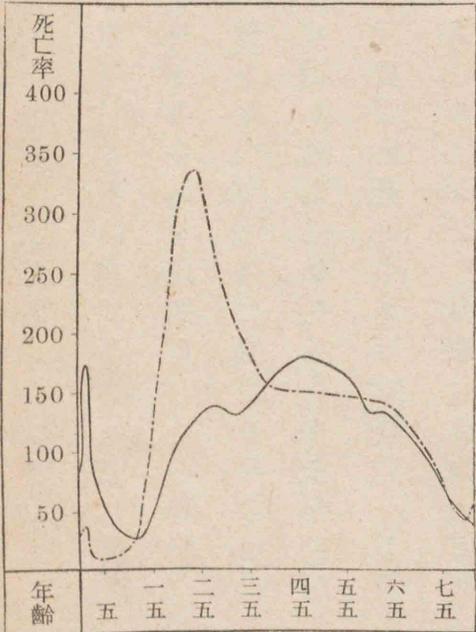
情態にあつては、之を十分發揮するに由なく、國家の將來にとつてまことに寒心に堪へないものがある。

健康を保持して身體の健全な發育を期するには、先づ榮養を攝ることから考へなければならぬ。どんな良い品種の草花でも、養分が乏しくては、見事な花は咲かないであらう。身體も

性別	年齢	日本	英國	米國	佛蘭西	獨逸	伊太利
男	一五	四八五	五二九	五三九	四七五	五二二	五〇九
	一六	四〇六	五二九	四九〇	四六六	五七〇	五〇〇
	一七	四三三	四九〇	四六六	四七五	五八〇	四九二
	一八	四六六	四九三	四七四	四九二	四九一	四四〇
	一九	四三三	四六六	四八八	四〇〇	四〇三	四七五
女	一五	四三三	五二六	五〇〇	五二〇	五三九	五二七
	一六	四六六	五三九	五〇八	五〇六	五〇六	五八一
	一七	四三三	五二〇	五二八	四七六	五五四	五〇九
	一八	四〇四	五二二	五〇六	四九七	五二四	五〇三
	一九	四八二	五〇七	四九〇	四八七	五七四	四九三

各國平均餘命表

亦同じである。殊に、發育盛りの者に榮養が足りないときは、十分な成長も望まれない。贅澤な飲食物を攝るのは戒めなければならぬが、偏食を避けて、何でも榮養價の高い物を攝るやうにすることが大切である。



實線英國(昭和四年) 點線日本(昭和五年)

年齢別死亡率(男子)

しかし、如何に榮養となるべき飲食物でも、之を攝取するに度を過せば、却つて病を招く源となる。暴飲暴食は嚴に戒むべきである。攝生の重んずべきは、ひとり飲食物に關する

年齢別人
口十萬に
對する結
核死亡率
(男子)を示
す。

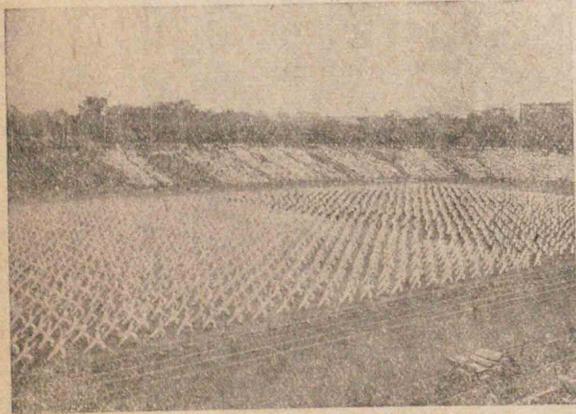
場合に限らない。運動に於ても、勉強に於ても、血氣にはやり興味にまかせて、過度に陥つてはならない。元氣な青年で、夭折の歎を見る者の多くは、かうした僅かの注意を缺いたのである。日々の生活を規則正しくし、姿勢や衣類にも氣をつけ、健かな精神をもつて、攝生に努めるならば、たとひ天性虚弱な者であつても、よく健康長壽を保つて、志を完うするに難くない。

貝原益軒は、小さい時、醫者から弱くて育たぬとまで言はれた人であるが、よく健康に注意し、養生の道を守つたので、八十五歳の長壽を保ち、多くの有益な著述を遺すことが出来た。ドイツの哲學者カントも亦、攝生を重んじ、飲食運動、勉強休養の一切に亙つて規律の正しかつた人である。カントは生來の虚弱にもかゝらず、生涯殆ど病氣らしい病氣にかゝつたことがなかつた。

鍛錬

た。随つて、多年に亙る大學の教壇生活に於て、授業を一日も休んだことがなく、遅刻したこともさへもなかつた。

攝生は身體の健康を保持するに缺くべからざるものであるが、更に、志のむかふ所如何なる困苦、缺乏にも耐へて、自在に活動し得る、强健な身體を作り、剛健敢爲の氣象を養ふには、進んで身體の鍛錬に努めなければならぬ。しかも、鐵は熱してゐる中に打つべきもの、我等のやうに發育盛りの若い時にこそ、十分身體を鍛へ上げて置くべきである。



ムーゲスマ

我等の身體は、働かせれば働かせる程益發達して強靱となり、働かせずにはふつて置けば衰へて弱くなる。農夫や漁夫や武道家などの四肢のすばらしい發達ぶりを見よ。又何かのために久しく使用しなかつた手や足が、他の片方に比べて働の劣ることなども、屢見られる。かゝることはたゞに筋骨ばかりではなく、他の何れの器官に於ても見られることであり、又全身の働に就いても言はれることである。

學校に於ける體操や教練は勿論のこと、劍道柔道弓道競技遊戯等は何れも身體の各部を活動させ、之を鍛鍊して筋骨を強靱ならしめると共に、身體の抵抗力を増すに最も有效なものである。その他、ラジオ體操や水泳遠足登山園藝等何れもよい運動である。繪畫や彫刻などによく見る古代ギリシヤ人の健康美

運動の注意

も、かのオリンピアに技を競うた鍛鍊の功を偲ばしめるものがある。又、皮膚を鍛へて寒暑に耐へる力を増すには、冷水浴や冷水摩擦、乾布摩擦などがよい。

輝く太陽の光を浴びて、新鮮な空氣を思ふ存分呼吸しつゝ、水や土に親しんで、鍛鍊に鍛鍊を重ねるとき、我等の身體は強健になり、自づと潑刺たる元氣に満ちて來るであらう。

人は夫々體質や體力を異にし、又同じ人でも、その時々、身體の状態がちがふものであるから、運動は各自に適したものを選ぶべきであつて、之を適度に、しかも長く繼續することが肝要である。過激な運動をしたり、運動を急に止めたりすると、却つて身體に障ることがある。

運動の後には、特に身體の清潔に留意すると共に、適度の休養

精神の持ち方

病は氣より

をとるべきである。絶えず張りつめた弓の弦は切れ易い。休養には色々方法もあるが、十分な睡眠に勝るものはない。身體の健康は、又一に精神の持ち方の如何にかゝつてゐる。我等は今幸ひ健康な身體に恵まれてゐても、精神の緊張を缺き油斷をすれば、忽ち健康を害つて、物の役にも立たなくなるであらう。かくては、皇國の民としての務を果すことが出來ず、父母の恩にも背くこととなる。我等の身體は皇國に捧げる大切な體である。この心掛を忘れず、健全な精神を宿す健全な身體を築き上げ、之を子々孫々に傳へて、我が民族の發展に備へなければならぬ。

大君の御楯とならん身にしあれば

鍛へざらめや磨かざらめや

乃木希典

第九課 知と行

智能の啓發

徳性の涵養

西 諺

日に新に日に、新なるは文明の世の姿である。殊に現今學術の進歩發達は目ざましく、その成果は、産業に、交通に、教育に、國防に、その他あらゆる方面に應用されて驚くべき力を發揮してゐる。まことに、知識は力である。しかも、止る所なきは人智の進歩である。かゝる世にあつて、時勢におくれず、よく大國民たるの教養を深めて、世の爲國の爲に貢獻し、廣く人類文化の發展に寄與するには、智能の啓發に一層の力を注がなければならぬ。知識を廣め、才能を磨いて大いに皇基を振起することは、皇國の民として一日も怠つてはならない所である。しかし、人の人たる所以はその徳性にある。徳性を伴はな

徳性
善悪を知る
あり善悪を
思ふに
月常これ
行ふ

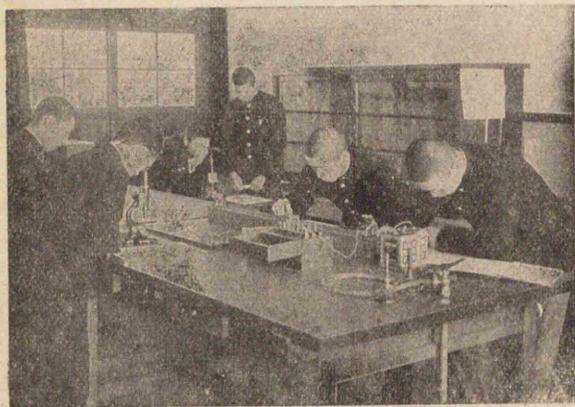
い智能は眞の智能ではない。智能は徳性と相俟つて人格の内
容となり、道の實踐のたすけとなつてこそ、始めてその眞價を發
揮することが出来る。それ故、我等は智能を磨くと共に徳性の
涵養に努めなければならぬ。智能に秀でれば秀でる程、徳行
の勝れた人となることが肝要である。瓦や石にあつては價値
の輕重を問ふに足りないやうな小さな瑕も、白玉や眞玉にあつ
ては値打を損ずることが大である。されば、どれ程知識を豊か
にし、才能を磨いたとしても、もし徳性に於て缺ける所があつた
ならば、到底人に信賴され、畏敬されるやうな人物とはなり得ず、
智能を活用することも出来ない。かくては折角の智能も寶の
持腐れとなり、そののみか、却つて世に害毒を流すことにもなる
であらう。

智徳の竝進

二宮尊徳の庇護を受けて、子弟に儒學を教へてゐた一人の學
者があつた。或日、他村に赴いて暴飲し、酔うて路傍に臥してゐ
た。弟子が之を見て、翌日からその學者の教を受けることを拒
むに至つた。學者は大いに憤り、事を尊徳に訴へて言ふやう、私
のしたことは悪いに違ひありませんが、私の教へるのは聖人の
道です。私の行を見て、聖人の道までも捨てるといふ理窟がど
こにありませうか。すると尊徳は、その學者に諭して、怒るこ
とはない。同じ清淨な米の飯でも、汚い桶に入れて出されたの
では、誰だつて食べる者はない。食べるのは、犬くらゐなもの。
學問もこれと同じことで、赫々たる聖人の學も、徳のない人から
説かれたのでは、誰が耳を傾けようぞ。と言つた。
徳は智によつて光彩を放ち、智は徳によつて眞價を發揮する。

知ることと
行ふこと

智徳の立進に努めることは、まことに修養の樞軸であり、智徳兼備の人となつて、始めて國家有爲の人物であるといふことが出来る。皇國の民たる者の修養は、すべてこゝに目標が置かれなければならぬ。



實 驗 觀 察

智徳を併せ進める要諦は、道の修行者として敬虔な心を持ち、その知る所を自ら實行して、事上磨練の功を積むことにある。學校に於ては、すべての學科を好き嫌ひせずによく勉強し、師の教に従つて行を正しくしなければならぬ。しかも、教へられることを受身になつてたゞ

覺えるといふだけではなく、自ら進んで教を受け、理解しにくい所は納得の行くまで質し、或は深く考へ、或は實驗觀察に訴へて、明らかにするまで已まぬ心掛が大切である。

又物事は、實際に身に行つてみなければ、その眞の意義に徹し得ない。高遠な理想も脚下の一步から始る。心掛さへあれば、修練の機會はいづこにも見出される。それ故、よいことと知つたら、どんな小さいことでも、ずん／＼實行する心構が大切である。この心構によつて學ぶときは、學ぶことが自ら樂しみとなる。随つて又、進歩も速い。

かやうにして、自ら行つて樂しみ、樂しんで我がものとした知識は、活きた知識となつて直ちに實行することが出来る。否、實行せずには居られない程力のあるものとなる。世に「畠水練」と

大和俗訓

いふ言葉があるが、これは實行によつて磨鍊しない知識や、學んで實行に移らない理論のことを言つたものである。學んだことは、實行しなければ何の甲斐もない。貝原益軒の語に、「人生まれて學ばざれば生まれざるに同じ。學んで道を知らざれば學ばざるに同じ。道を知りて行はざれば知らざるに同じ」とある。行つて知り、知つて行ひ、かくして手近な所から一步々々研究を深め、善行を積んで行くと、智徳兼ね備つた有爲な人となることが出来るのである。

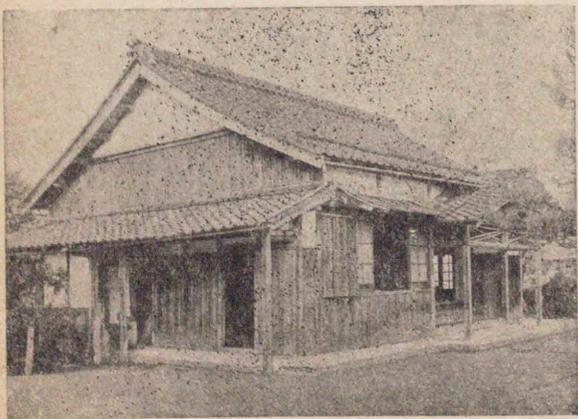
知行合一

中江藤樹は十一歳の時、大學といふ書物を読み、自天子以至庶人、壹是皆以修身爲本とあるのを見て、幸なるかな、この經の今に存するや、聖人豈學んで至るべからざらんやと深く悟り、刻苦勉勵して學問を深め、行住坐臥道の實行に心を砕いた。

致良知

中江藤樹の筆蹟

十八歳の時故郷近江の小川村に於て父が亡くなり母のみとなるや、藤樹ははる／＼母の安否を見舞ひ、母を己が任地伊豫の大洲に迎へて孝養を盡くさうとした。しかし母は、老いて歩行も不自由であるからと言つて、遠い所に行くことを望まなかつた。ひとり空しく大洲に歸つた藤樹は、母を思ふの念日夜禁ずることが出来なかつた。たま／＼古書に、「樹欲靜而風不止、子欲養而親不待」と



藤樹書院

あるのを見て大いに感じ、遂に仕を辭して小川村に歸つた。さうして、貧しい中にもよく老母に事へて孝養の限りを盡くした。又常に學問に勵み、行を正したので、その一舉一動は悉く規矩きくに中らざるものはなく、遠近のためにその徳風に化せられた。世に近江聖人と景仰せられるに至つたのも、決して偶然ではない。藤樹の如きは、身を以てよく知行合一ちかうがふいつの範を示した人と言ふべきである。

第十課 至誠一貫

吉田松陰の隣家に、榮太郎といふ少年があつた。生來頑固な性質で、誰にも容易に親しまなかつたが、或日、人に勧められて松陰の門を訪れ、親しく教を乞うた。松陰は喜んで之を迎へ、先づ

松陰の至誠
頑童を動か
す

漢籍かんせきを取出して讀ませてみた。しかるに榮太郎は、

「かやうな讀書は眞の學問ではありませんまい。」
と言つて喜ばず、異見を立てて承服しょうぷくしなかつた。

松陰は榮太郎の無禮を咎とがめるどころか、却つてその凡庸ぼんようでないのを愛し、學問の意味を諄々じゆんじゆんとして説き聞かせた。その熱誠に動かされた榮太郎は、豁然げんぜん悟る所があつて、それから毎日松陰の教を受け、熱心に學問に勵むに至つた。

松陰は榮太郎のために、名を秀實ひでざね、字を無逸むいつとつけてやり、名前に恥ぢないやうに勉勵せよと諭した。後、榮太郎が藩命によつて江戸に赴くこととなるや、松陰は一反の反物に、心を籠めた手紙を添へて、之を餞はなむけとして贈つた。その手紙の中には、

「天下國家の御事は中々一朝一夕に參るものに無之、積年の至

誠積みにつみての上ならでは達するものに無御座候。贈り物は非薄と雖愚心の注する所は非薄には無之候。深々御垂察被下候はば本望不過之候也。

とあつた。榮太郎の感激が如何に大きかつたかは、いふまでもない。元治元年、國事に斃れた贈從四位吉田稔麿とは、即ちこの人のことである。

松陰の弟子に臨む態度は、すべてかういふ風であつた。溢れるやうなその真心は、ひとり門弟を感奮させたばかりでなく、家族といはず朋友といはず、その他あらゆる人を感動させずにはおかなかつた。

松陰の至誠
同囚者を感
化す

海外渡航の雄圖空しく破れて、下田の獄に繋がる身となるや、松陰は、

世の人はよしあし事もいはばいへ

賤が誠は神ぞ知るらん

と詠じ、一疊敷の狭い獄室に在りながら、泰然自若、同志の金子重輔に説くに、皇國を尊び人倫の重んずべきことを以てした。その憂國の真心に、傍にあつた獄卒までも涙を流したといふことである。後、江戸の獄に送られ、やがて萩の野山の獄に移されたが、こゝでも亦、松陰の感化はその同囚者にまで及んだ。或人に與へた書中に、

平生の志確然として不拔、愈益同囚と切磋す。近日獄中駸々として風に從ひ、その未だ學に就かざる者、十のうち僅か二三のみ。

とあつた。かの松下村塾の門弟をして、誓つて「神國の幹」たらん

至誠一貫の
人



至誠而不動者

未之有也

如
至誠とは？
カニナ
ウラガ
関東南面

吾人ニモチウゴウガルモノ
イモゴレアラズ
ワレガクモニムルコトニキ
ミラレドモ
立然未だ能く解一語
イマコニウ
コレヤヤ
身驗之若乃死生
事姑置焉已未五月
二十一回猛士
筆の
松田吉
陰と

ことを志すに至らしめたことは、我等のよく知る所である。

松陰がかやうに偉大な感化を及すことが出来たのは、全く皇國の爲に私を忘れた至誠の力によるのである。その一言一行皆至誠から進り出たものでないものはない。人と接しては己を盡くし、人に教へては力を傾け、赤心よく人を動かした松陰の如きは、至誠一貫の人といはなければならぬ。

至誠は明かき、淨き、直き、正しき心

柳...
病して...
はさる

修身は
第一である

誠の修養

である。心が眞實でなく、いさゝかでも良心に曇があつては、至誠ではない。されば至誠は、己むに己まれぬ至情の發露として、よく天地を貫ぬき、神明に通ずる。

至誠は徳行の源である。一切の道德は至誠を根本とし、如何なる道德も至誠を離れては成立しない。君民體を一にすることいふのも、君民の間が自ら至誠によつて結合されてゐることに外ならない。かゝる國家であつてこそ、始めて道の國といふことが出来るのである。

誠とは眞言であり眞事である。至誠を以て貫ぬかうとするには、いやしくも虚言妄語があつてはならない。言葉は心の誠の現れでなければならぬから、言葉を慎むことが大切である。又、人の見てゐるとゐないによつて、行に陰日向があるやうで

三浦梅園

爾の谷は

は到底至誠を以て貫ぬくことは出来ない。古人の語に、
 「深き谷の蘭も、遙なる山の紅葉も、人なしとてもよく薫り、うつ
 くしく照ればこそ、人いたりたる時も、香清く色うるはしけれ。
 人のいたるを待ちて香を放ち、色を出さんとせば、筈はずにあふこ
 とあるべからず。常々心にかけて掃灑そうさいしたらん座席と、俄に
 蜘蛛のいとり、柱ふきたらんは、いかで見まがふべき。」
 とある。心に誠のあるとないとは、すぐわかるものである。誠
 を盡くして、たとひそれが結果に現れなくても、誠を盡くしたそ
 のことに良心の満足がある。

第十一課 信念と氣魄

精神の力
大高源吾

なんのその岩をも通す桑の弓

の作と傳
へられる
句

一念臥虎と信じて放つた李廣の矢は、草中に横たはる岩石を
 さへ見事に射通したといふ。自分には必ず出来る、否、どうして
 も自分でしなければならぬと思ふ一念の凝る所、人の力程す
 ばらしいものはなく、世にも偉大な事をし遂げる。信念なるか
 な、氣魄きぱくなるかな。いやしくも事を成し遂げんとするには、我等
 は全精神を集中してこれに當らなければならぬ。

信念

信念とは、正しいことの實行に當つて、たとひ我が命を捨つる
 も少しも悔ゆる所なしと、自己をまかせきる心である。信念は、
 たゞ或事を正しいとか正しくないとか判断するだけではなく、
 正しいことはどこまでも正しいこととして動かず、不正はあく
 までも不正として斥ける所に成り立つ。

信念の人

凡そ事を成し遂げようとする者にとつて、信念程尊いものは

ない。人目にたつやうな大きな事業を企てる場合にしても、直ぐには効果の現れないやうな地味な仕事にたづさはる場合にしても、もし信念に乏しかつたならば、到底成果は期待されない。これに反して、確乎たる信念があれば、どんな仕事も貴く、どんな地位にあつても、働くことそれ自體がこの上もなく楽しいものとなる。

かの衆生濟度のために生涯を捧げた宗教家や、人跡未踏の地を探つて輝かしい發見をした探検家は、いふに及ばず、苦心の研究によつて文化の發達に貢獻した學者も、將又一死以て君國に奉じた忠臣義士も、すべて烈々たる信念に燃えてゐた人達である。偉大なるは信念の力。古來如何に多くの人々が、信念の力によつて偉大な業績を遺したことであらう。

氣魄をもて

鞏固な信念のある所、必ず勇往邁進の意氣が生ずる。凡そ事を實行するに當つては、多少の障礙は固より覺悟の前でなければならぬ。しかし、内に確乎たる信念があれば、たとひどのやうなことがあらうとも、成し遂げずにおくものか、といふ強い意氣を以てこれに當ることが出来る。氣魄といふのがそれである。

氣魄は信念の發露であり、信念を本とする力に充ちた勇氣である。かの内心に不安を抱き、ひきめを感じながら、傲然として虚勢を張り、條理の通らぬことを頑迷に固執する如きは、氣魄とはいひ難い。それは負け惜しみといふものである。又、徒らに暴勇をふるつて得意とする所謂暴虎馮河の勇の如きも、眞の勇氣を解しない者のすること、氣魄とは似て非なるものである。

眞に氣魄ある者は、うはべは平靜溫和であつても、内には富貴も
 淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる、毅然た
 る態度を持し、所信の前には千萬人と雖もわれ往かんの意氣を
 示す。されば義勇奉公の務は、氣魄ある者にして始めてなし得
 られるのである。

まことに氣魄の宿る所、難事も難事とはならず、目的の貫徹に
 邁進し、斃れて後已むのみである。かのあらゆる迫害や誘惑を
 斥けて、

「我が國家開闢より以來、君臣定りぬ。臣を以て君とすること
 未だこれ有らざるなり。天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ。無
 道の人は宜しく早く掃除くべし。」

と神の御教を復命した和氣清麻呂の忠節を思へ。又、伊能忠敬

續日本紀

信念・氣魄の
生活

の天文測地の業績、二宮尊徳の荒蕪開拓の事業等を見よ。是等
 はすべて堅い信念に基づき、強い氣魄によつて貫ぬかれたもの
 である。

とはいへ、信念や氣魄は、たゞ非凡の人の心にのみ宿つたり、非
 常の時にのみ現れたりするものと思つてはならない。これは
 如何なる人にも、如何なる場合にも、いやしくも誠の心を以て事
 に當れば自ら現れるものである。日常生活に於ても、信念・氣魄
 は、缺くことが出来ない。正を踐むためには、欲望を抑へ、誘惑を
 斥け、萬難を排して進まなければならぬからである。

我等が信念を培ひ、氣魄を養ふには、皇國の民として、將又師範
 學校生徒として、その使命を自覺し、理想を堅持して、する事なす
 事に強い自信を持つことが大切である。狐疑逡巡徒らに退嬰

を事としてゐては、信念も氣魄も生まれるはずがない。不斷に反省を凝らし、研究を積んで、自信を以て事に當るべきである。かやうにして、一言一行いやしくもせず、至誠事に當るとき、信念は固められ、氣魄は強められる。

第十二課 禮儀

東方の君子國と謳はれた日本は、昔から禮儀を重んずる國である。我が國の禮は祭祀に淵源し、上代人の禮儀正しかつたことは支那の古書などにも見えてゐるが、その後、儒教の傳來普及に伴つて、その仁と禮とを重んずる教は廣く國民の生活に滲透した。殊に武家時代に於ては、仁義禮節を尙び、武藝の道場に於ても、第一に重んぜられたのは禮儀作法であつた。師弟主從

禮儀を重んずる

仁義禮節を重んずる

知

の間はいふまでもなく、朋友同輩の間にも禮儀がよく行はれた。時は移り世は變つても、人と人との交に於て、禮節の重んずべきことにかはりはない。

皇國の民は、禮儀を重んじて、國民生活の秩序を正しくし、交際を圓滿ならしめ、大國民たるの品位を保つことに心掛けなければならぬ。明治天皇は、軍人勅諭に、軍人は禮儀を正くすへしとお諭しになつてゐる。天皇統率の下に、皇軍の名を負へる我が國の軍隊が、禮儀が正しく、上下和諧して秩序の嚴正なのは、一にこの聖旨の奉體に基づくのであるが、この聖訓はひとり軍人のみでなく、國民のひとしく服膺すべき所である。

禮儀は恭敬を本とする。内に恭敬の心があつて言動を慎み、嚴かに身を持することは、我が意を誠にし、心を正しうする上に

恭敬

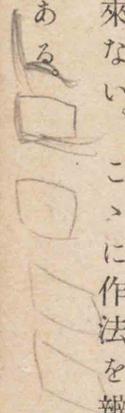
禮記

貝原益軒
の五常訓

作法

缺くべからざるものであるが、それが又他人の人格を尊重する所以の道であることを忘れてはならない。人を敬はない者は、己を侮る者である。もし自ら侮つて禮儀を輕んずるときは、己の品位をそこなひ、遂には禽獸の生活にまで墮し去るであらう。古人が、凡そ人の人たる所以のものは禮儀なり。と言ひ、凡そ禮あるを以て人とす。もし禮なければ人の法すたり、鳥獸に同じくなりて人道たゞず。と言つたのも、これがためである。

禮儀を正しくするには、儀容の端正と行動の中正とを旨とすべきであつて、その法式を作法又は禮法といふ。如何に恭敬の心があつても、之を正しく形に表す方法を知らなければ、禮儀正しい人といふことは出來ない。こゝに作法を辨へ、之に習熟することの大切な理由がある。



口に依り
見たり

儀

作法は國によつて異なる點もあるが、その精神は何れも恭敬の心を形に表すにある。かやうに精神には變りはないが、形は長い年月の間に自然に洗煉されて、夫々の國の作法には、その國の人情や風俗のよい所が反映してゐる。我が國の禮儀作法は、敬神崇祖の美風や家族制度に基づく所が多く、國民生活の親和と離れることの出來ないものとなつてゐる。敬語の發達してゐるのもそのためであるから、その使用には特に注意を要する。固より徒らに古法に泥み、末節にとらはれて、繁文縟禮に陥ることとは避けなければならぬが、我が國民の則とるべき禮儀作法を輕んずることは、日本人として恥づべきことである。

とかく親しい間柄に於ては、親しさに狎れて、言葉遣など、殊に不作法になり易いものである。しかし、親しき仲にも禮儀あり。

交際の道

と言はれるやうに、家族の間に於ても、不作法に流れることはよろしくない。父母の躰しづけがよく行届いて、子女の禮儀作法の正しい家庭は、まことに奥ゆかしいものである。それに、幼少の時からの躰は、その人の嗜たしなみとなり、品性に影響することが著しいから、家庭に於ける躰は極めて重要なことである。

廣く人々と交るには、目上の人には固より、友人や目下の者にも禮儀をおろそかにしてはならない。路上で友人や知己に行逢つた時の禮や挨拶にも注意し、特に尊長に對しては、敬虔けいけんな態度で敬禮をすることを忘れてはならない。又訪問應接集會通信きんぽう、饗應贈答慶弔たふけい等にも、夫々作法があるから、その習熟に心掛くべきである。凡そかやうな際には、他人に不快の念を起させないやうに品よく振舞ふことを旨とし、分に應じて眞心を披瀝ひれきする

るのがよい。

團體作法

作法は團體として行動する際には、ともすれば紊れ勝ちなものである。かやうな場合の作法は、豫め團體として訓練を積んで置くことが必要である。修練の道場としての學校に於ては、特にこの點に注意し、こゝに於ける團體作法の訓練を最も行届いたものとしなければならぬ。師範學校生徒たる者は、集會送迎、遠足、見學などの際の行動は、他の人々の模範となるやう心掛くべきである。

公衆道徳

公衆道徳を守ることは、又禮儀を重んずる所以である。古來禮儀を重んずることを以て知られてゐる我が國民も、見知らぬ者同志の禮儀作法に至つては、案外歐米人に比して劣つてゐる所があるといはれてゐる。これは甚だ残念なことである。我

等は率先して公衆道德を重んじ、公衆生活に於ける作法の訓練を積むことに心掛けよう。

汽車や電車に乗つても、我等青年は、特に老人や子供をいたはり、快く席を譲るやうにすべきである。周囲の人々に迷惑となるやうな振舞を慎み、乗降や出入によく順序を守るのは、誰が見ても氣持がよい。旅に出て、あたりに知つてゐる人がゐないから何をしてもかまはないと思つたり、見ず知らずの他郷だから、「旅の恥はかき棄て」などと考へたりするのは、文明國民として恥づべきことである。

外國人との
交際

外國人には出来るだけ親切にし、禮儀を重んずべきである。外國人との交際は直ちに國の體面にもかゝる場合が多いから、大國民としての面目を失はないやうに心掛け、善隣國民との

青年と禮儀

提携親和には特に心して努めることが大切である。

青年時代には、禮儀作法といふと、何となく窮屈なものやうに考へて禮儀を輕んじ、不作法に振舞つて得意とすることがないではない。これは禮儀の重んずべき所以を知らないからであつて、知つて猶之を輕んずるが如きは、自ら侮るも甚だしいものといふべきである。青年は青年らしく、服裝などの華美贅澤は避くべきであるが、不潔な衣服や粗野なみなりは人に不快の念を起させてよろしくない。又、言語や舉動の活潑なことは青年らしくてよいが、目上の人に對する言葉が無禮であつたり、粗暴に互るが如きは、かたく戒めなければならぬ。

形と心

内に恭敬の心があつても、之を形に現さなければ禮儀ではないが、又恭敬の心がなくて、たゞ外見だけを装ふのも禮儀ではな

い。形と心は常に相表裏しなければならぬ。言葉をかざつて心にもないことを言ふのは、人を欺くことであり、己の品位をそこなふものである。眞の禮儀は重んずべく、虚禮は排すべきである。

心要 必要なり

第十三課 刻苦勉勵

人生の行路は平坦でなく、學業の成る日も亦遠い。世には折角志を立て、遠大な望を描きながら、半途にして挫折し、徒らに人生の難きを歎く人が少くない。固より人には天稟の差異はある。しかし、天稟が如何に勝れてゐても、自ら努力しなければ、何事も大成するものではない。天稟の勝れた人にして既に然りである。志を立てた上は、どうして苟且偷安が許されよう。天

天稟か努力か

天稟は勝れた人にして既に然りである。志を立てた上は、どうして苟且偷安が許されよう。天

稟か努力か、我等は先づ努力の效を信じて、一途に刻苦勉勵に心掛けなければならぬ。

昭憲皇太后の御歌に、

おこたりて磨かざりせば光ある

玉も瓦にひとしからまし

と詠ませられてある。

古來、天才の名を謳はれた者も、多くは刻苦勉勵の人であつた。わづか十二三歳で勝れた詩文を草して人を驚かした頼山陽も、「我を才子と謂ふは未だ我を悉くさざる者なり。我をよく刻苦すと謂ふ者は眞に我を知る者なり」と常に人に語つてゐた。かの有名な、雲耶山耶吳耶越の詩は、山陽が寝ぬるにその詩稿を枕の下に納め、覺めては之を吟誦し、三年の間、推敲に推敲を重ねて

刻苦する者

九州の武人なり。其の才を以て、幼少にして、詩文を草して、人を驚かした。其の詩は、山陽が寝ぬるに、その詩稿を枕の下に納め、覺めては之を吟誦し、三年の間、推敲に推敲を重ねて

天稟か努力か

成つたものである。又當時文才を以て聞えた古賀穀堂の文章に感歎しながらも、穀堂がそれを即筆に満足して、加筆推敲しなかつたことを知るや、山陽は、穀堂はおそろゝに足りない。」と言つたといふ。俊才の譽が高かつた新井白石も、幼少の頃、二桶の冷水に氣を勵まして一夜千字の手習に刻苦した。その他、凡そ偉人といはれる人の若き日の刻苦精進は、一として我等を感奮興起せしめないものはない。天才は尊いが、天才にしてよく刻苦する者は一層尊い。

不撓不屈

生まれつきの如何にかゝはらず、不撓不屈の氣魄を以て刻苦勉勵する者は、必ず有爲の人物となることが出来る。中江藤樹の友人の子に大野了佐といふ人があつた。了佐は天性魯鈍で、到底一人前の武士にはなれないといふので、父の後を嗣がされ



藤樹と了佐

つと暗誦が出来たかと思ふと、夕食後には皆忘れてゐる。そこで又誦讀を繰返すこと百遍、漸く之を記憶するとい

なかつた。ために發憤した了佐は、學問をして醫者にならうと決心し、藤樹の門を訪れた。藤樹はその志を憫んで、大成論といふ醫書を授けて讀ませた。了佐は僅か二三句覚えるのにも、ただならず苦勞した。朝から夕方までかゝつて二百遍も讀み、や

ふ有様であつた。

かやうにして年を重ねても、少しも屈する色がないので、これに感じた藤樹は、了佐のためにわざ／＼醫筥いせんといふ入門書を著して講ずることにした。これより更に刻苦數年、了佐は遂に醫術の要領を會得えいとくして、醫を以て業とすることが出來た。藤樹は嘗て門人に諭して言つた。「余了佐に於て吾が精力を竭つくくし了れり。然れども彼が勉勵の功にあらざれば、吾も亦之を如何ともせざるなり。二三子の天資は了佐の比にあらざ。苟なほくも志有らば、何ぞ成らざるを患へん。たゞ一勉字を缺くのみ」と。

喜 刻苦勉勵の

刻苦勉勵の功を積む所、何事か成らざるを患へよう。修學習業の要諦えうたひは、實に刻苦勉勵を措おいて他にはない。しかも刻苦勉勵は、たゞに學業を成し遂げるための手段として價值があるだ

けではなく、その事自體が既に尊い。惰氣たうきを排し、困難に打克つて行くことは、如何に氣持のよいことか。寒風凜烈りんれつの曉床を蹴つて寒稽古に勇み行く時の緊張を思ひ、月影凍る霜の夜、孜々ししとしてむづかしい宿題を解き行く時の快さを思へ。それは、體驗のない者には全く想像も及ばぬ氣持である。まことに、よく刻苦して努力精進する所に眞の喜は湧き、人間の尊さも、人生の深みも知られるのである。

め 寸陰を惜し

刻苦勉勵はそれ自體が尊いものであるとはいへ、常に正しい目的にむかつて、出來るだけ有效な方法を工夫して努力することが肝要である。

朱熹

それには、規律を正しくし、寸暇を惜しんで勤めることが大切である。言はずや、青年老い易く學成り難し、一寸の光陰くわんいん輕んず

堅忍持久

べからず」と。なすべきことは直ちになし、今日の仕事は明日に延ばさぬ心掛が必要である。向上の心已み難く、心より求める所があれば、明日といはず、今日唯今より始めるがよい。

固より刻苦勉勵は、一時の努力に終つてはならない。學問にしても、技藝にしても、一足飛びに大成するものではない。牛の歩みのよしおそくとも、一歩々々、不斷の努力を重ね、どこまでも堅忍持久の精神を失つてはならない。瀧澤馬琴は二十八年かかつて八犬傳を著し、本居宣長は古事記傳を著すのに三十五年の日子を費した。我等も亦、寸陰を惜しみ、堅忍持久志の貫徹に邁進しようではないか。昭和十九年三月廿日羽白。

第十四課 仁 愛

仁愛の心

仁愛は純な愛の心の働である。いつくしみなさけあはれみ、おもひやり、皆温い仁愛の心に基づく。人としてこの心がなかつたならば、世は如何にさびしい荒んだものとなることであらう。人は愛によつて結ばれ、世は情によつて繋がれる。

人は誰でもこの心を自然に持つてゐる。幼兒の將に井戸に陥らんとするのを見ては、誰しも之を救はずには居られないであらう。固よりそれは、救つて人にほめられようとか、見過した人に責められるだらうとか思つて、するのではない。心の中に、已むに已まれぬものがあつて、發動するからである。人の危難をその儘見捨てて置くことは、人情の忍びない所、この忍びない心が、仁愛の本である。このことを孟子は、惻隱の心は仁の端と言つた。

(孟子) 惻隱の心は仁の端
思ふ心は仁の端
仁は心

仁國

かやうに、仁愛は人の天性に基づくのであるが、天性だからといつて、之をその儘に放置したのでは、仁愛の心は發達しない。自然の愛を、すいじやう叡智に照らして淨め高めることが大切である。我が國は、てんこく肇國の始より仁愛を重んじた國である。皇祖天照大神の御仁徳は申すも畏く、御歴代の天皇は大神の御心を以て御心となし給うたのである。限りなき御仁慈の下にある國民も亦溫和な風土の中にあつて同胞親和の心を深め、仁愛の心に富む國民となつた。我が國が「仁國」とも、溫和慈愛の國ともいはれたのは、そのためである。又古來、我等の祖先は尙武の譽が高く、ものゝふは義に強く勇に富むものとされて來た。しかし、それは決して仁を離れた勇ではなく、仁を忘れた義でもなかつた。むしろ仁をなすための武であり、仁を伴なつた義で

集義和書

神式不殺

あつた。熊澤蕃山の語に、日本は仁國なり。かるが故に古より勇者多し。とか、或は、仁國なるが故に武なり。仁者は必ず勇なるの理明らかならずや。とある。強く猛々しいばかりが、ものゝふではない。劔を執れば勇武並びなき將兵も、心の奥底には敵にも情をかける優しさを持つてゐる。所謂、武士の情がそれであつて、戦陣の間にも、血あり涙ある多くの美談佳話を遺してゐる。我等は益、仁愛の心を深めて、この美しい國民性を培ふことに努めなければならぬ。

仁愛の道

仁愛の心は人を愛することによつて深められる。人の難儀を見ても知らぬ顔をしてゐるやうでは、よい心根も育たない。挺身之を救ふのが自分に苦痛なことであつても、苦痛を厭はない所に、仁愛の心は深く豊かになる。

世には鰥寡孤獨となり、よるべのない身を不幸に暮す人が少くない。しかし又、かやうな人々を、自分の乏しい暮しの中から、人知れずそつと助けてやるゆかしい美談もよく聞く所である。仁愛の美談程、聞いて涙ぐましく嬉しいものはない。人の喜憂はまた我が喜憂でなければならぬ。知ると知らざるとに論なく、博く貧者を扶助し、不具癱疾その他不遇な人々を慰藉して、ひとしく生を喜び、世の惠澤に浴せしめ、博愛衆に及すことは皇國の民の務である。仁愛を施すには、親より疎に、近より遠に、廣く人類の災厄を減じ、不幸を救済することに努むべきである。たとひ一擧手一投足の勞でも、温い心をこめて隣人に盡くさうとする氣持、わづか一碗の水、一錢の金でも、眞心より同胞に分たうとする氣持、その氣持がすでに尊い。その心が更に、物言はぬ

夫の如きものから物買
精神と
いふが
施す
七眞心
七眞心
七眞心

隠れた篤行

禽獸や草木にまで及されるとき、人間の尊さが一層光を放つのである。

嘉永年間、大阪の緒方洪庵の醫塾にあつて研鑽を積む多くの



左 塾生の中に、遅くなつてから毎夜の如く外出する年若い塾生があつた。度重なる外出にいぶかしく思つた筆の一人が、或夜ひそかにその跡をつけたところ、その塾生は、天満橋

常山之髮侍中、血日月、霜光山、海改色、のほとり、澤

山ある乞食の群の中にはいつて行つて、病人と思はれる者に、少しはよいかなとねんごろにその手を執つて脈を診薬を與へる

様子であつた。始めてその塾生の所爲を諒解した同輩の者は、
いたく彼の心掛のよいのに感歎したが、これこそ、後年勤王家と
して國事に奔走した越前福井の藩士橋本左内の優にやさしい
半面であつた。

救済保護

今日我が國に於ける幾多の社會事業や社會施設は、仁愛の心
から出發して發達したものであるが、現今に於ては、恩賜財團濟生會
を始め幾多の救療事業、養老院、育兒院、方面委員制度等の各種の
保護救済事業が整備を見るに至つた。さうして、是等の事業や
施設が皇室の格別の御恩顧を蒙つてゐることは、我等の忘れて
ならない所である。

皇后陛下は、昭和十二年五月恩賜財團濟生會創立二十五周年記念
の折に、同會に左の如き御歌を下し賜はつた。

長者の
長者の
の
又燈

年月のかさなるまゝにいたづきの
いえゆくたみのますぞうれしき

我等はこの有難い御心に對し奉つても、進んで是等の事業の發
達と普及とに協力し、貧者の一燈を捧げる眞心を表さなければ
ならない。

第十五課 祝祭日

皇國の祝祭

我が國の祝祭は我が國體に淵源してゐて、政治も徳教も、皆こ
の祝祭と一致して離れない關係にある。これ、我が國が神國た
る所以である。天皇陛下におかせられては、祝日、大祭日には嚴
肅な御祭儀を擧げさせられて、御鄭重に皇祖皇宗をお祭りにな
り、皇祖皇宗の御心を體せられて我が國をお治めになる。我等

祝日

朝賀の儀には拜賀の儀と参賀の儀との別がある

臣民はこの尊い大御心を體し奉つて、祝日には慶祝の意を表し、大祭日には肅敬の誠を致して、寶祚の無窮を祈り奉り、愈その本分を盡くす覺悟を深くしなければならぬ。
我が國の祝日は、新年・紀元節・天長節及び明治節である。
新年は一月一日・二日及び五日で、年の始の祝日である。宮中では、一月一日早朝に四方拜並びに歳旦祭の儀が行はれ同日及び二日に新年朝賀の儀を、五日に新年宴會の儀を行はせられる。紀元節は二月十一日で、神武天皇が始めて御即位の禮を擧げさせられた日に當る。宮中では、賢所皇靈殿神殿に於て紀元節祭を行はせ給ひ、天皇陛下御親祭あらせられる。ついで拜賀の儀・参賀の儀・宴會の儀がある。天長節は四月二十九日で、天皇陛下の御降誕日を祝し、聖壽の無窮を祈り奉るのである。又、明治節

大祭日

は十一月三日で、明治天皇の御遺徳を仰ぎ奉り、明治の昭代を追憶する祝日である。天長節・明治節にも、宮中では、賢所皇靈殿神殿の御祭典について、拜賀の儀・参賀の儀・宴會の儀を行はせられる。

元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭・大正天皇祭は大祭日である。大祭日には、天皇陛下御親ら皇族・臣僚を率ゐて鄭重な祭祀を執り行はせられ、報本反始の範を垂れさせられる。

元始祭は一月三日で、歳首に當り、天皇陛下御親ら、賢所に皇祖天照大神を、皇靈殿に御歴代の皇靈を、又神殿に天神地祇をお祭りになつて、皇位の本始をことほぎまつり、孝敬をのべさせられる。春季皇靈祭は春分の日、秋季皇靈祭は秋分の日、何れも

御親ら御歴代の皇靈を皇靈殿にお祭りになる。神武天皇祭は四月三日で御親ら皇靈殿に第一代の天皇神武天皇をお祭りになり、大正天皇祭は十二月二十五日で同じく皇靈殿に先帝大正天皇をお祭りになる。

神嘗祭は十月十七日で、その年の新穀を諸神に先立つて伊勢の神宮に獻らしめ給ふ御祭で、皇祖天照大神の神恩を感謝せさせ給ふのである。宮中では當日天皇陛下御親ら先づ神宮を御遙拜あらせられ、ついで賢所を御親祭あらせられる。又神宮には勅使を参向せしめて幣帛を奉らしめられる。新嘗祭は十一月二十三日で、神嘉殿に天照大神を始め奉り天神地祇を御招請になつて、當年の新穀を以てお祭りになり、御親らも之をきこしめされる。もと／＼この御祭は、天皇陛下が新穀をきこしめさ

國旗

れるに就いて、先づ神々をお祭りになるのである。夕の儀と曉の儀とがあつて、霜の置く寒夜を徹して御親祭あらせられる。又勅使を神宮に参向せしめて幣帛を奉らしめられ、官國幣社にも幣帛を奉らしめられる。これは、當年二月十七日の祈年祭に、神宮並びに官國幣社に幣帛を奉らせられて億兆の爲に五穀の豊熟をお祈りになつた、その御報賽ともなるのである。我等臣民は、祝日大祭日が我が國にとつてまことに大切であるいはれを辨へ、祝日大祭日にあふ毎に、我が國體の尊い所以を思ひ、敬神崇祖の念を深め、忠君愛國の精神を振起すべきである。祝日大祭日等には、國旗を掲揚して、臣民の眞心を表さなければならぬ。

國旗は國のしるしの旗であり、我が國の國旗は日の丸の旗で

御代
後

ある。日の丸の旗の翻る所、御稜威の輝く所である。日の丸の旗は明治の御代になつて國旗と定められたのであるが、それは遠い由來があり、又極めて深い意義がある。古く、既に日章を附した旗があつて、月章の旗と共に朝儀の際に掲げられたが、後日章のみ次第に普及して用ひられるやうになつた。これは、日章の輝かしさが、古來天照大神を日の御神皇位を天つ日嗣となへ奉る我が日の本の國民性に適合した故であらう。かくて江戸時代の末期に至り、白地に赤の日の丸の旗が日本總船印となつて、早くも國旗としての實を示すに至つた。

かやうに、日の丸の旗は、形や色に日本の國柄や國民の精神をよく示してゐる。朝風に翻る勇ましい日の丸の旗は、朝日の豊榮登る國の姿をそこに見ることが出来るのであつて、殊に萬里

國歌

古今和歌集、和漢朗詠集に出づ。

の異域に於て之を仰ぐ日本人としての感激は、口にも筆にも表すことが出来ないといふ。まことに、清淨な白地に映える眞紅の日の丸は、我等の明かき淨き心をふるひ起して、愛國の熱情を燃立たせずにはおかない。

祝日には、學校に於ては、國歌を奉唱して慶祝の誠を表す。我が國の國歌「君が代」は、明治の御代になつて古歌に莊重な曲譜をつけ、國歌として歌はれるやうになつたものである。「君が代」の歌は、古く平安時代中頃の歌集に、讀人知らずの歌として収録されてゐるもので、その後、祝賀の時の朗詠歌ともなり、廣く歌はれ親しまれて來ためたい歌である。

「君が代」の歌の意味は、我が天皇陛下のお治めになるこの大御代は、千年も萬年も、いや、いつくまでも續いて、限りなく御榮え

になるやうに。譬へば小さい石が大きな巖となり、それに苔が生えるまで、それ程永く限りなく御榮えになるやうに。」といふことである。君が代をとほに榮えませと祈り奉ることこそ、我等臣民の唯一無二の念願に外ならないのであつて、皇國の民の至情をこれ程よく言ひ表したものはない。「君が代の歌は、歌詞は短いがかやうに國民の至情の流露したもので、莊重典雅な曲譜と相俟つて、之を奉唱するとき、限りなき感激を覺える。

國旗は國の表徴であるから、大切に取扱はなければならぬ。又國歌は君が代の無窮を祈り奉る歌であるから、國歌を奉唱するときには、起立脱帽して姿勢を正し、敬虔の誠をこめて歌はなければならぬ。國歌の奏されるのを聴くときも、同様である。外國の國旗國歌に對しても、敬意を拂ふのが禮儀である。

道の國たる

第十六課 克く忠に克く孝に

我が國は道の國である。道の國日本は、忠孝の大道によつて立つ國である。世界に國は多いが、我が國のやうに君臣の分が明らかで、しかも君臣一體となつて道を重んじ道を踐み行つてゐる國は、いづこにも之を見ることが出来ない。これ我が國が道の國たる所以である。道の國に尊い生を享けた我等は、愈忠孝の道の實踐にいそしんで、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らなければならぬ。

忠義

天皇陛下に忠義を盡くし、身命を捧げて皇國の隆昌を圖るのは、我等臣民の最大の務である。我等は、一旦緩急ある場合には、大君の御楯として戰の場に出で立ち、一死以て皇國に奉ずるの

水戸藩士
金子孫二
郎の歌

覺悟を持たなければならぬ。否、七たびも生きかへり來て皇國をまもる魂みたまとならんますらをの烈々たる氣魄を養はなければならぬ。たとひ戰場には出ない者でも、この心を以て、舉國一致、至誠奉公の實を擧げることが必要である。殊に現代の戰爭は、科學戰でもあり、經濟戰でもあり、精神思想戰ともなつたから、國民の全體が皆戰士となつた覺悟で、堅忍持久、一致協力してこれに當らなければならぬ。戰の場に立つも立たぬも、老若男女おしなべて、國土の防衛、國家の擁護のために奮起し、以て國運の進展を圖るべきである。

忠義とはかやうに身命を捧げて大君に盡くし奉ることをいふのであるが、この事は、一旦緩急ある場合だけになすべきこととは限らない。何時如何なる處にあつても、この覺悟を以て事

に當るべきである。明治天皇の御製に、
各々各々に勤こゝろををつくす國民の、
ほどくほどくにこゝろをつくす國民の、
國天國天に信まかせしめて、
ちからぞやがてわが力なる

と詠ませられてある。この大御心に副ひ奉り、皇國の民たる自覺に立つて身を修め、臣民としての各自の職分に精一ばいの力を盡くせば、それが皆忠義となるのである。即ち、教育に關する勅語に、「父母ニ孝ニから、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までにお諭しになつてある道を実行し、至誠以て臣民たるの務を完うするのが忠義である。

忠良の臣民たる者は、固より親に孝行でなければならぬ。「這へば立て立てば歩めの親心、まことに有難くもつたいたないのは親の恩である。銀も金も玉も何せんにまされる寶子にしか

孝行

山上憶良
の歌

忠孝一致

めやも」と詠じた萬葉歌人の親心は、又我等の父母の心に外ならない。子として、この有難い親心に感應しないものがあらうか。親に孝行を盡くすのは、子たる者の至情の發露であり、又人の子として最も重んずべき道である。されば、孝は徳の始ともいはれる。我等は父母のいます間に、出来る限りの孝養を盡くすべきは固よりのこと、父母の亡くなつた後も、いつまでもその恩を忘れず、父母の志を繼ぐことに努めなければならぬ。

孝行は、親に孝養を盡くすだけで終るのではない。君國の爲に自己の務をりつばに果して、忠良の臣民たるの道を完うすることが孝行となる。これこそ、父母の志、更には祖先の志を成就するものとして、孝の最も大なるものである。しかもかやうな大孝は、我等皇國の民のみが實現することの出来るものであり、

人の道としての孝は、こゝに至つてその意義まことに深遠なものとなるのである。

圖は前田綱紀が狩野探幽に命じて描かした朱舜水の筆で、徳川光圀の建てた湊川楠公の墓の碑陰となつたものである。太平記



別訣の驛の井櫻

楠木正成は、かの櫻井の驛で我が子正行に諭して言つた。

「一族若黨の一人も死に殘つてあらんほどは、金剛山の邊に引籠つて、敵寄せ來らば、命を養由が矢先にかけて、義を紀信が忠に比すべし。是ぞ汝が第一の孝行ならんずる。」

と。
これこそ古來我が國に於てすべての親がその子に望む所を、最もよく言ひ表したものである。それ故我等臣民が天皇陛下に忠義を盡くし奉れば、祖先の志を繼承することになり、親を喜ばせることとなつて、孝は自ら忠となる。

我が國は皇室を中心として一大家族をなす國であり、國が即ち大きな家である。天皇と臣民とは、義は君臣にして情は父子である。天皇は臣民を赤子としてお慈しみになり、臣民は天皇を大君とあがめ奉ると共に、おほみおやとも仰いで、子が親に對する至情を以て敬慕し奉つてゐる。皇國の民に於ては、忠と孝とは同じ心情である。

かやうに忠孝が相一致するのは、外國に於ては全くその類を

忠孝の大道

見ることの出来ない所であつて、そこに我が國道德の特質がよく現れてゐる。

まことに、忠孝は道の國日本の大道である。この道を踐まずしては、我等は忠良の臣民となることは出来ない。皇國の民たる者は、克く忠に克く孝に、祖先の遺風を顯彰して、益、君國の礎を固むべき務を持つてゐる。行住坐臥、貫ぬくに忠孝の大道を以てしてこそ、始めて億兆一心、萬民輔翼の實も擧げられるのである。

我等は本校入學以來、師範學校生徒として、ひたすら修養に勵み、日々の務にいそしんで來た。道は近きにある、かやうに日々の務を果し、生徒たるの本分を完うすることが、即ち忠孝の大道の實踐に外ならないのである。今や時局の前途は益、重大であ

つて、帝國の東亞に於ける道義的使命の達成は、ひとへに我等青年の雙肩さうけんにかゝつてゐる。道義に對する、烈々たる信念と氣魄きぱくに燃え、着實な實踐力を具へた青年こそ、國家の要望する所ではないか。我等はこゝに深く思を致し、向上の一路に邁進まいしんして、愈皇國の民たるの本分を盡くさなければならぬ。

師範修身書卷一 終

師範修身書 卷一

定價 金四拾錢

昭和十五年四月二十日 印刷發行
 昭和十四年四月十五日 印刷發行
 昭和十四年四月十五日 印刷發行
 昭和十四年四月十五日 印刷發行
 昭和十四年四月十五日 印刷發行

著作權者 文 部 省

發行者 東京市神田區小川町三丁目八番地 師範學校教科書株式會社

代表者 社長 森 下 松 衛

印刷者 東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者 大 橋 光 吉

印刷所 東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 共同印刷株式會社

東京市神田區小川町三丁目八番地

發行所 師範學校教科書株式會社

電話 神田 三一〇二番
 振替口座東京九六四九一番



不 許
 複 製

廣島縣新庄高等女學校

專攻科

岡崎且子





新庄高等女子学校
喜友和
岡崎且子

広島大学図書

2000039496



庫
40
496